

令和3年度

鹿屋市 保育所・認定こども園等 利用申込みのご案内

令和3年4月の保育所・認定こども園等の利用申込みが始まります。
(先着順で取扱いはいたしませんので、必要書類を揃えた上で、期限内に提出してください。)

新規入所の方

○受付期間

令和2年

11月 2日（月）から

令和2年

12月25日（金）まで

○提出先

市役所子育て支援課⑰番窓口
各総合支所住民サービス課

※期限内に提出されない場合は、年度途中の利用申込みとして取り扱いますのでご注意ください。

在園児の方

○受付期間

令和2年

11月 2日（月）から

令和2年

11月30日（金）まで

○提出先

利用している

保育所・認定こども園 等

※期限内に提出されない場合は、新規入所として取り扱いますのでご注意ください。

年度途中からの利用申込みの方

市役所子育て支援課又は各総合支所住民サービス課で随時受け付けます。
(年度当初の申込と異なり、申込順に利用案内することとなりますのでご注意ください。)

鹿 屋 市

問合せ先 市子育て支援課 保育幼稚園係 ☎0994-31-1134

1 利用可能施設

利用できる施設は次のとおりです。

認可保育所

0～5歳

就労等のため、児童を家庭で保育できない保護者に代わり保育を行う施設

認定こども園

0～5歳

保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、保育と教育を一体的に行う施設

幼稚園

3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う施設

地域型保育事業所

0～2歳

小規模保育など少人数（19人以下）で児童の保育を行う施設

※各施設の年齢については、4月1日時点の年齢になります。

※各施設情報の一部を「まっぴ de かのや」で確認できます。

<http://www2.wagmap.jp/Kaonoya/Portal>

2 支給認定

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用するには、鹿屋市が行う「教育・保育支給認定」を受ける必要があります。教育・保育支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分があります。3つの認定区分に応じて、利用できる施設や時間が異なります。

認定区分	年齢						保育の必要性	利用可能施設
	0	1	2	3	4	5		
1号認定 (教育)				○	○	○	無	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定 (保育)				○	○	○	有	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所 認定こども園（保育所機能部分）
3号認定 (保育)	○	○	○				有	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業所

※1号認定については、各施設にて児童の受入れ等を判断しますので、希望する施設に直接お問い合わせください。

3 保育の必要性の事由

保育の必要性の認定（2号・3号認定）を受けるには、次のいずれかの事由が必要です。

項目	内容	利用可能期間
1 就労	・1か月に48時間以上労働することを常態としている場合	事由が継続していれば就学前まで
2 妊娠・出産	・妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合 ※産後8週間以内の新生児は、利用できません。（産後、上記期間後に利用を開始する事前申込は可能です。）	予定日の2か月前から産後3か月の末日まで
3 保護者の疾病・障がい	・保護者が疾病や負傷している場合 ・保護者が精神や身体に障がいを有している場合	事由が継続していれば就学前まで
4 病人の看護	・長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時看護している場合	
5 災害復旧	・火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合	復旧に要する期間
6 求職活動	・保護者が継続的に求職活動をしている場合 ※就労が決定した場合は速やかに届け出てください。	求職活動の開始から3か月の末日まで
7 就学・職業訓練	・学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合	事由が継続していれば就学前まで
8 児童虐待・DV等	・児童の虐待又は再発のおそれがある場合 ・配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合	
9 育児休業等	・育児休業を取得する場合 ・育児に専念し、利用中の児童の継続利用が必要な場合	産後12か月の末日まで
10 その他	・上記に類する状態にある場合	

4 保育の必要量

2号認定または3号認定を受ける場合は、保育の必要量によって2種類に区分されます。

保育の必要量	保育標準時間	保育短時間
利用可能な保育時間	1日最大11時間利用 (別に延長保育も利用可能)	1日最大8時間利用 (別に延長保育も利用可能)
保育の必要性の事由	1 就労 (1か月に120時間以上) 2 出産・妊娠 3 保護者の病気・障がい 4 病人の看護 5 災害復旧 7 就学・職業訓練 8 児童虐待・DV等 9 育児休業等	1 就労 (1か月に120時間未満) 6 求職中

※保育時間の認定については、就労時間と保育時間が一致しない等の状況に応じて変更を検討することが可能ですのでご相談ください。

5 利用申込みに必要な書類

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 利用申込書
- (2) アレルギー調査票
- (3) 保育の必要の事由に該当する証明書類（以下を参照）

	項目	必要書類
1	就労	<ul style="list-style-type: none"> ・「勤務（予定）証明書」 ※父親・母親それぞれの証明書が必要となります。 ※育児休業中の方は、職場復帰日の欄に復帰予定日を記入してください。 ※自営業の方は、自営業用申告書も記入してください。
2	妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・「母子手帳」（写） ※表紙及び出産予定日が記載されているページ
3	保護者の疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・「医師の診断書」（写）又は「病気・療養証明書」 ※下記の手帳をお持ちの方は併せて、ご提出ください。 ・「身体障がい者手帳」（写） ・「療育手帳」（写） ・「精神障がい者保健福祉手帳」（写）
4	病人の看護	<ul style="list-style-type: none"> ・「看護証明書」
5	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・「り災証明書」（写）
6	求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハローワーク受付票」（写）
7	就学・職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・「在学証明書」
8	児童虐待・DV等	<ul style="list-style-type: none"> ・保護命令、その他虐待又はDVの被害者であることの証明書
9	育児休業等	<ul style="list-style-type: none"> ・「母子手帳」（写） ※表紙及び出生日が記載されているページ。
10	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を保育できない事を証明する書類 (例) 別居中・行方不明 … 「家庭状況調査票」等

(4) マイナンバーカードまたは通知カード

令和2年1月1日時点または令和3年1月1日時点で鹿屋市に住所がなかった世帯のみ提示が必要です。通知カード提示の場合は、運転免許証等の本人確認資料が必要です。

なお、マイナンバーカードまたは通知カードを提示いただけない場合は、下記の証明書の提出が必要です。

① 令和2年度「市町村民税の所得課税証明書」

令和2年1月1日時点で鹿屋市に住所がなかった世帯のみ提出が必要です。

令和2年1月1日時点で居住していた市町村等に請求の上、利用申込書に添付して提出してください。

② 令和3年度「市町村民税の所得課税証明書」

令和3年1月1日時点で鹿屋市に住所がなかった世帯のみ提出が必要です。

令和3年6月中旬（市町村民税確定時期）以降に、その時点で居住していた市町村等に請求の上、提出してください。

6 利用施設の決定

書類審査により、保育の必要性が認められた場合は利用施設を決定します。各施設の定員を超える申込みがあった場合は、以下の選考基準に基づき選考を行います。新年度当初利用申込みに係る利用施設の決定時期は、令和3年2月中旬の予定です。

優先順位		選考項目
1	在園児及びそのきょうだい	勤務の状況（勤務形態、勤務時間）
2	保育所等に勤務（予定）の世帯の児童	病気・療養の状況
3	特別の支援を要する世帯の児童	看護の状況
4	母子・父子世帯の児童	障がいの状況
	障がい者のいる世帯の児童	その他の家庭の状況
5	転園を希望する世帯の児童	
6	新たに入所を希望する世帯の児童	
7	市外から新たに入所を希望する世帯の児童	

※上記事項について、個別事由ごとに得点化し、選考を行います。

第1希望から第3希望で選考を行うため、第1希望以外で決定する場合があります。

7 勤務内容や家庭状況が申込時から変更になった場合

利用申込後、勤務内容や家庭の状況等に変更がある場合は、必ず本庁子育て支援課又は各総合支所住民サービス課にて必要な手続きをしてください。

項目	提出が必要となる書類
(1) 仕事を辞める場合 ※退職の1週間前までに手続きをしてください	① 求職活動をする場合 → ハローワーク受付票（写） ② 病気・療養となった場合 → 医師の診断書又は病気療養証明書 ③ 病人の看護をする場合 → 看護証明書 ④ 上記以外（再就職をしない） → 退所届
(2) 勤務先や勤務形態（時間等）が変わる場合	新たな勤務先や勤務形態が記載された勤務証明書
(3) 出産予定の場合	母子手帳（写）※表紙及び出産予定日が記載されているページ
(4) 婚姻、離婚、死亡、単身赴任等により保護者に変更が生じる場合	保護者変更届
(5) 保育所等を退所する場合	退所届（月途中退所の場合は日割計算での保育料となります。）
(6) 鹿屋市外に転出する場合	退所届（転出後も同じ保育所等への継続利用を希望する場合にも必要）

※病気や家庭の都合等により1週間以上保育所等を休む場合は、事前に各施設及び子育て支援課にご連絡ください。

8 保育料・給食費について

保育料は、保護者の市町村民税額に基づき算定されます。また、保育料のほかに、給食費等の費用を徴収することがあります。詳細は、各施設にお問合せください。

(1) 幼児教育・保育の無償化について

子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、幼稚園及び保育所等の利用料が令和元年10月1日から無償化されました。なお、給食費や教材費、送迎費等は、引き続き保護者負担となります。

○対象範囲（年齢は4月1日時点）

利用施設	対象年齢等	保育料	
認可保育所	3歳～5歳	無償	
	0歳～2歳（住民税非課税世帯）		
認定こども園	3歳～5歳	保育（2号）	無償
		教育（1号）※	無償
	0歳～2歳（住民税非課税世帯）	無償	
地域型保育事業所	0歳～2歳（住民税非課税世帯）	無償	

※教育（1号認定）については、満3歳から対象です。

(2) 給食費について

給食費には、主食費（ごはん・パン等の費用）と副食費（おかず、おやつ）があり各施設が定めた額を施設で徴収します。1号認定の子ども及び4月1日時点で3歳以上の子どもが徴収の対象となります。

下記の条件①、②のいずれか又は両方に当てはまる世帯の子どもについては、副食費が免除となります。なお、主食費については、免除にはなりませんのでご注意ください。

区分	条件① 【市民税所得割課税額】	条件② 【多子判定】
1号認定	77,100円以下	小学校3年生までの兄弟から数えて第3子以降
2号認定	57,699円以下	同時就園の兄弟から数えて第3子以降
2号認定 (ひとり親等)	77,100円以下	同時就園の兄弟から数えて第3子以降

※2号認定の子どものうち、0～2歳（4月1日時点）の子どもは保育料に含まれています。

（備考）

○保育料・副食費については、各月1日現在の認定を基に算定します。月途中の変更であっても日割りでの変更等はありませんのでご注意ください。

○「ひとり親家庭の世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障がい者を有する世帯のことをいいます。

(3) 0～2歳児の保育料（利用者負担）基準額表について

《ひとり親家庭の世帯等以外》

階層区分			0～2歳児		
			標準時間	短時間	
非課税	1	生活保護受給世帯	0円	0円	
	2	市民税非課税世帯	0円	0円	
市民税所得割課税世帯	3	48,600円以下	17,000円	16,800円	
	4	1	54,600円未満	23,000円	22,600円
		2	60,600円未満	24,000円	23,600円
		3	66,600円未満	25,000円	24,600円
		4	72,600円未満	26,000円	25,600円
		5	78,600円未満	27,000円	26,600円
		6	84,600円未満	28,000円	27,600円
		7	90,600円未満	29,000円	28,600円
		8	97,000円未満	30,000円	29,600円
	5	1	121,000円未満	34,000円	33,500円
		2	145,000円未満	38,000円	37,400円
		3	169,000円未満	42,000円	41,400円
	6	301,000円未満	46,000円	45,300円	
7	397,000円未満	48,000円	47,200円		
8	397,000円以上	50,000円	49,200円		

《ひとり親家庭の世帯等》

階層区分		0～2歳児	
		標準時間	短時間
1	市民税非課税世帯	0円	0円
2	市民税所得割課税額 77,101円未満	8,000円	8,000円

(備考)

- 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- 「ひとり親家庭の世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障がい者を有する世帯のことをいいます。
- この保育料のほか、給食費、制服代、通園バス代等の実費徴収が必要な場合があります。
- 保育料は原則として1か月単位となっていますが、月の途中で利用を開始又は終了した場合は日割計算されます。

鹿屋市みなし寡婦（夫）控除適用のご案内

鹿屋市では、未婚で子どもを養育するひとり親家庭を対象に、申請に基づいて寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。該当する場合は、保育料等について寡婦（夫）控除があるものとして税額を仮計算し、減額になる場合があります。

詳しくは市子育て支援課（17番窓口）までお問合せください。

(4) 多子世帯の保育料軽減制度について

①【2人以上の就学前児童が保育所等に入所している世帯】

施設を利用する2人目の児童は半額、施設を利用する3人目以下の児童は無料となります。

②【ひとり親家庭世帯】

第1子の年齢にかかわらず、第2子以下の児童は無料となります。

③【3人以上のお子さんがある世帯】

ア) 市民税所得割額 57,700 円未満の世帯

第1子の年齢にかかわらず、第2子については半額、第3子以下については無料となります。

イ) 市民税所得割額 57,700 円以上 97,000 円未満の世帯

満 18 歳未満の年長者から3子目以下の児童については、下記のとおり保育料が軽減されます。

- ・年長者から3子目以下の児童が、施設を利用する1人目の児童の場合
→基準額の3分の2となります
- ・年長者から3子目以下の児童が、施設を利用する2人目の児童の場合
→基準額の4分の1となります

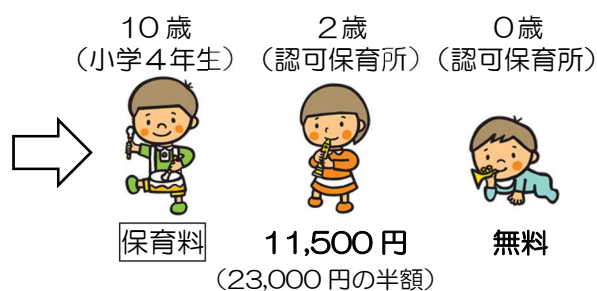
多子世帯の保育料軽減制度が適用される例

以下の3人のお子さんがある世帯

第1子 … 10歳（小学4年生）
第2子 … 2歳（認可保育所在園：3号認定 標準時間）
第3子 … 0歳（認可保育所在園：3号認定 標準時間）

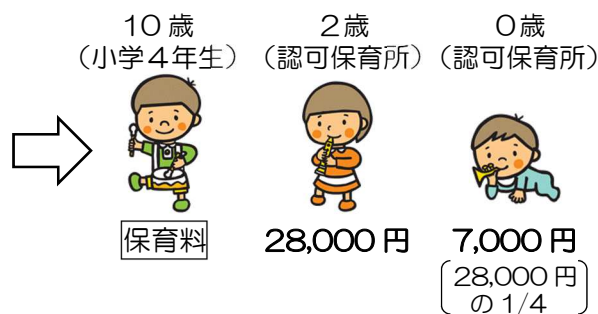
(1) 世帯の所得割額 50,000 円の場合

基準額表から、保育料基準額は4-1階層（23,000円）です。③-ア）の軽減制度が適用されて第2子は半額になり11,500円、第3子は無料となります。



(2) 世帯の所得割額 80,000 円の場合

基準額表から、保育料基準額は4-6階層（28,000円）です。第2子については、どの軽減制度にも該当しないため全額（28,000円）となり、第3子については、③-イ）の軽減制度が適用され、施設を利用する2人目の児童であることから、基準額の4分の1となり（7,000円）となります。



(5) 保育料の算定基準について

《令和3年度の保育料の算定方法のイメージ》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料の算定	令和2年度の 市町村民税（所得割課税額） （平成31（令和元）年中の所得） に基づく保育料						令和3年度の 市町村民税（所得割課税額） （令和2年中の所得） に基づく保育料					
	→						→					

《注意事項》

- ①市民税課税基準日（各年1月1日）に鹿屋市に住所のない世帯（単身赴任中や転入等）については、基準日に居住していた自治体が発行する「市町村民税等の所得課税証明書」の提出をお願いします。
また両親のいずれかが非課税の場合でも、「非課税証明」または「課税なし証明」等を必ず提出してください。
※令和3年度分の上記証明は、全国自治体の住民税の確定時期（6月中旬）に提出を依頼しております。
- ②上記証明未提出及び未申告の世帯の保育料は、児童の年齢における最高額で決定しております。
提出後、課税の状況に応じて保育料の更正決定を行いますので子育て支援課までご連絡ください。

(6) 令和3年度保育料の納入期限について

- 認可保育所に入所している世帯
保育料の納入は、原則として口座振替でお願いしております。
お手続きがお済でない方は、金融機関の窓口でお手続きをお願いいたします。
（9～10Pを参照ください）
納入期限は下記のとおりです。期限内の納入をお願いいたします。

口座振替日及び納入期限			
4月分	令和3年4月30日（金）	10月分	令和3年11月1日（月）
5月分	令和3年5月31日（月）	11月分	令和3年11月30日（火）
6月分	令和3年6月30日（水）	12月分	令和3年12月27日（月）
7月分	令和3年8月2日（月）	1月分	令和4年1月31日（月）
8月分	令和3年8月31日（火）	2月分	令和4年2月28日（月）
9月分	令和3年9月30日（木）	3月分	令和4年3月31日（木）

※納入期限については、予定のため変更になることがあります。

※認定こども園・地域型保育事業所については、各施設で納入期限や納入方法等をご確認ください。

9 保育料の納入

- ※「認可保育所」を利用する場合にのみ該当します。
- ※「認定こども園・地域型保育事業所」は保育料を各施設へ納入していただくことになりますので、ご不明な点等がありましたら、各施設へお問合せください。
- (1) 保育料の納入方法については、「納入通知書」、「口座振替」または、「キャッシュレス決済 (PayPay、ゆうちょ Pay、PayB)」がありますが、原則として「口座振替」をお願いします。
 - なお、口座引き落とし開始は、手続きから1～2か月程度かかります。
 - ※納入通知書での支払いはコンビニでもできます。
- (2) 保育料の納付期限は当該月の末日です。
 - (月末が土曜・日曜・祝日等の金融機関が休業日であった場合は、翌営業日となります。)
- (3) 保育料の納入が確認できない場合（残高不足により口座からの引き落としができなかった場合や納期限以降に納付した場合も含む）は、督促状を発送します。
- (4) 保育料の納入が遅れた場合
 - ① 保育料を2か月以上滞納されると、自主退所していただくことがあります。
 - ② 長期にわたり保育料の滞納があると、給料や財産等の差し押さえを行います。
 - ③ 利用申込者の同意事項に記載があるとおり、認可保育所を利用する場合は、鹿屋市長から支給を受ける児童手当(児童手当及び特例給付)の額から保育料の支払いに充てる場合があります。
- (5) 特別な事情により保育料の納入が困難な方や納入が遅れる場合は、必ず市役所子育て支援課にご相談ください。

《口座振替依頼書の書き方》

当初利用申込み分については、各金融機関への手続きを代行することになりますので、「**鹿屋市歳入金 預金口座振替依頼・自動払込利用申込（廃止届）書**」を、申請期間内に市役所子育て支援課又は各総合支所住民サービス課に提出してください。

※ただし、ゆうちょ銀行分については、郵便局（簡易含む）において手続きを行ってください。

年度途中入所申込み分については、直接、各金融機関において手続きを行ってください。（口座振替依頼書は、保育料だけでなく、税金等も一緒になっております。）

鹿屋市歳入金 預金口座振替依頼・自動払込利用申込（廃止届）書

私は、下記歳入金を口座振替・自動払込により納付[変更(ゆうちょ銀行を除く)・廃止]したいので依頼します。

申込区分 ① 新規 2. 変更 3. 廃止 申込年月日 平成 年 月 日

納入義務者 住所 **鹿屋市共栄町 20 番 1 号** 2・3枚目も押して下さい
フリガナ **ホイク タロウ** 生年月日 **令和0年0月0日**
氏名 **保育 太郎** 電 話 **090-1234-5678** (保育)

口座振替・自動払込により納付[変更(ゆうちょ銀行を除く)・廃止]する歳入金の種目 払込方法(該当するものを○で囲んでください)

種目(種別コード)	払込方法	種目(種別コード)	払込方法
個人市県民税(35)	全納・期別	後期高齢者医療保険料(30)	全納・期別
固定資産税・都市計画税(35)	全納・期別	畜産環境センター処理手数料(30)	期別
軽自動車税(35)	全納	住宅使用料(25)	期別
国民健康保険税(35)	全納・期別	教職員住宅使用料(25)	期別
介護保険料(28)	全納・期別	集落排水(30)	期別
保育所(保育料)(30)	期別	高齢者生活援助活動事業利用料(30)	期別
奨学資金(30)	期別	定住促進住宅用地貸付料(25)	期別

振替(払込)開始年月 平成 年 月 振替(払込)日 鹿屋市が指定する日(土、日、祝日の場合は翌営業日)

※注意 月の15日までに受付けた分については翌月から、それ以降の分については、翌々月からの振替(払込)となります。

ゆうちょ銀行以外の金融機関 金融機関名 **銀行 組合 支店** 金融機関コード **1234567**
口座種別・番号 **1 普通 2 当座 3 納税準備預金 4 従業員預り金 5 その他**
口座名義人住所 **鹿屋市共栄町 20 番 1 号** 通帳届出印
口座名義人フリガナ **ホイク タロウ**
口座名義人氏名 **保育 太郎** (保育)

ゆうちょ銀行 通帳記号 **1 2 3 4 0** の 通帳番号(右詰めで記入) **1 2 3 4 5 6 7 8**
種目コード **166 176**
ゆうちょ銀行 払込先口座番号 **02090-5-960118** 払込先加入者名 **鹿屋市**
口座名義人住所 **鹿屋市共栄町 20 番 1 号** 通帳届出印
口座名義人フリガナ **ホイク タロウ**
口座名義人氏名 **保育 太郎** (保育)

「保護者」となります。

「電話」は、昼間連絡が取れる方で口座引落についてわかる方の電話番号を記入してください。

「保育所(保育料)」となります。

「ゆうちょ銀行」以外の金融機関

「ゆうちょ銀行」の場合

「1. 新規」「2. 変更」「3. 廃止」を選んでください。

申込書は3枚複写になっていますので、3枚とも押印してください。

「届出印」を押印してください。

保育料の納入は口座振替で！

「認可保育所」を利用される保護者の皆様へ

鹿屋市では保護者の利便性の向上と保育料収納率向上のため、保育料の納入については、原則、口座振替によるものとさせていただいております。つきましては、申請等の手続きを下記のとおり行いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、金融機関への手続きは、新年度当初申込受付期間に限り、鹿屋市が代行いたします。
(ただし、ゆうちょ銀行を除く)

1 手続きが必要な方

在園児童・・・令和3年度も引き続き利用される方で、現在納付書で納付されている方
新規児童・・・令和3年度から認可保育所を利用される方

2 手続きが不要な方

きょうだいも現在(令和2年度中)入所しており口座振替申請済みの方

3 申請手続き

(1) 申込方法

口座振替申請書(3枚複写)に記入・押印のうえ利用申込書とともに市役所子育て支援課又は各総合支所住民サービス課に提出してください。

※記入例をよくお読みのうえ、記入漏れのないようお願いします。

なお、利用者が複数いる場合でも申請書は1部(世帯ごと)で結構です。

(2) 申込期間

在園児童・・・令和2年11月2日(月)から令和2年11月30日(月)まで

新規児童・・・令和2年11月2日(月)から令和2年12月25日(金)まで

(3) 利用できる金融機関【鹿屋市指定金融機関及び収納代理金融機関で下記のとおり】

- ・鹿児島銀行 ・宮崎銀行 ・宮崎太陽銀行 ・南日本銀行 ・鹿児島信用金庫
- ・鹿児島相互信用金庫 ・鹿児島興業信用組合 ・九州労働金庫
- ・鹿児島きもつき農業協同組合 ・肝付吾平町農業協同組合 ・そお鹿児島農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行

※ただし、ゆうちょ銀行は代行手続きが出来ないため、直接郵便局において手続きを行ってください。

(4) 口座登録完了のご案内

口座登録が終了しましたら、本人控え及び口座開設通知を送付します。

4 留意事項

○書類不備の際の連絡のため、連絡先電話番号は必ず記入してください。

○口座振替の終了は金融機関への廃止手続きが必要です。卒園及び退園された際は必ず廃止手続きをお願いします。

10 施設一覧

認可保育所

小学校区	施設名	定員	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
					開始	終了	開始	終了		有無	範囲
祓川	円鏡保育園	65	西祓川町 374番地1	43-9000	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
	はらい川保育園	70	祓川町 4498番地	42-2250	7:30	18:30	8:30	16:30	~19:00		
東原	東原保育園	60	東原町 3298番地7	43-5095	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00	○	旧鹿屋市内
笠野原	ひなぎく保育園	60	笠之原町 6番1号	42-4077	7:15	18:15	8:15	16:15	~18:45		
田崎	平和保育園	60	田崎町 2294番地1	42-4487	7:30	18:30	8:30	16:30	~19:00		
西原台	さくら保育園	90	西原2丁目 37番10号	42-4455	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
野里	野里保育園	60	上野町 4776番地3	42-3577	7:00	18:00	8:00	16:00	~18:30		
西俣	西南保育園	95	萩塚町 3257番地5	49-2102	7:00	18:00	8:30	16:30	~18:30		
輝北	正覚寺保育園	60	輝北町市成 1467番地	099-485 -1154	7:30	18:30	9:00	17:00	~19:00	○	送迎ステーション設置 (笠之原町)(他要相談)
串良	正徳保育園	50	串良町岡崎 3445番地2	63-2186	7:00	18:00	9:00	17:00	~19:00	○	串良町(要相談)
	洗心保育園	60	串良町有里 460番地	63-9192	7:30	18:30	8:30	16:30	~19:00		
	ふたば保育園	60	串良町下小原 4860番地2	63-2620	7:10	18:10	9:00	17:00	~18:40	○	送迎ステーション設置 (寿)
細山田	ひばり保育園	60	串良町細山田 5295番地1	62-3377	7:00	18:00	8:30	16:30	~18:30		

地域型保育事業所

小学校区	施設名	定員	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
					開始	終了	開始	終了		有無	範囲
鹿屋	LINKSにじいろ保育園 【従業員枠】	23	下祓川町 1794番地	45-6554	7:45	18:45	7:45	15:45	~19:15		
	LINKSにじいろ保育園 【地域枠】	7									
寿	第1どんぐり保育園	19	寿5丁目 19番10号	45-7311	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
	チャイルドハウス花	5	寿5丁目 18番12号	41-7235	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
	ミルキーランド 【従業員枠】	36	寿8丁目 21番2号	44-2020	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00		
	ミルキーランド 【地域枠】	12									
寿北	第3どんぐり保育園	19	寿3丁目 7番16号	35-1212	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
田崎	第二南ん里保育園	19	田崎町 1316番地	40-7020	7:30	18:30	8:30	16:30	~19:00		
西原	ゆうゆう倶楽部保育園 【従業員枠】	5	大浦町 14029番地6	45-7788	7:30	18:30	8:30	16:30	6:30~ ~19:30		
	ゆうゆう倶楽部保育園 【地域枠】	14									
西原台	第2どんぐり保育園	19	郷之原町 12394番地10	40-2233	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
	チャイルドハウス夢	5	郷之原町 12394番地9	35-0024	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		

●定員については、変更になることがあります。

●事業所内保育事業所は従業員枠と地域枠を設けています。

- ・LINKSにじいろ保育園の従業員枠は医療法人 青仁会、社会福祉法人 恵仁会、LINKS 株式会社の従業員の子どもが利用できます。
- ・ゆうゆう倶楽部保育園の従業員枠は社会福祉法人 福泉会、医療法人 碧仁会の従業員の子どもが利用できます。
- ・ミルキーランドの従業員枠は社会医療法人 恒心会の従業員の子どもが利用できます。

認定こども園

小学校区	施設名	定員	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
					開始	終了	開始	終了		有無	範囲
鹿屋	アソカ幼保連携型認定こども園	90	向江町4番2号	42-3801	7:30	18:30	9:00	17:00			
	鹿屋カトリック幼稚園	50	古前城町14番1号	44-4683	7:30	18:30	9:00	17:00		○	2歳以上自宅前まで
	白崎保育園	60	白崎町15番18号	42-3589	7:00	18:00	8:00	16:00	~18:30		
	杉の子保育園	60	打馬2丁目12番33号	43-2475	7:30	18:30	8:30	16:30	~19:00		
笠野原	笠之原こども園	85	笠之原町46番15号	42-2919	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00	○	2歳以上
寿	愛育園(大黒保育園分園)	33	新川町125番地1	41-0820	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00	○	本園⇄分園 寿、新川町周辺
	寿敬心保育園	150	寿5丁目24番16号	42-2988	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00		
	こばと第2保育園(分園)	16	新川町88番地9	35-4666	7:00	18:00	8:30	16:30		○	本園⇄分園
寿北	エンゼル保育園	100	礼元2丁目3721番地1	43-9353	7:15	18:15	8:30	16:30	~18:45		
	わかば保育園	100	寿4丁目8番14号	44-5234	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
田崎	こばと保育園	78	川西町4796番地	42-4480	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00	○	本園⇄分園
	つるみね保育園	60	川西町3985番地4	45-6201	7:15	18:15	9:00	17:00			
西原	信愛こどもの園	50	西原1丁目28番25号	42-4012	7:30	18:30	8:30	16:30	~19:00	○	旧鹿屋市内(土曜日、1号の長期休みは送迎なし)
	第二高須保育園(分園)	28	大浦町14013番地7	52-1365	7:15	18:15	8:45	16:45	~18:45	○	本園⇄分園
	二葉保育園	77	上谷町13609番地	44-6107	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
	松下保育園	85	西原1丁目22番23号	42-2769	7:10	18:10	8:00	16:00	~18:40		
	松下第2保育園(分園)	29	西原1丁目22番29号	42-2769	7:10	18:10	8:00	16:00	~18:40		
	松下幼稚園※	15	上谷町1185番地1	43-7233	7:30	18:30	9:00	17:00	~18:30		
西原台	敬心保育園	80	今坂町12405番地47	44-6577	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00		
	西原幼稚園	30	西原4丁目7番9号	43-3342	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00	○	要相談
花岡	光華こども園	40	花岡町369番地1	46-3764	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00	○	送迎ステーション設置(郷之原町)
	ふるえこども園	55	古江町820番地	46-2067	7:15	18:15	8:45	16:45	~18:45	○	送迎ステーション設置(西原2丁目)
野里	高須保育園	26	高須町1389番地	47-2029	7:15	18:15	8:45	16:45		○	本園⇄分園
大始良	認定こども園南部幼稚園	30	下堀町9579番地1	44-6850	7:30	18:30	8:00	16:00	7:00~ ~19:00	○	個別相談
	和光幼保連携型認定こども園	90	横山町1566番地	48-2931	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00		
大黒	幼保連携型認定こども園大黒保育園(本園)	62	下高隈町4681番地5	45-3078	7:00	18:00	8:30	16:30		○	本園⇄分園 寿、新川町周辺
高隈	高隈保育園※	50	上高隈町77番地	45-2039	7:00	18:00	8:00	16:00	~18:30	○	送迎ステーション設置(鹿屋小近く)(要相談)
輝北	幼保連携型光明こども園	45	輝北町上百引3989番地	099-486-0562	7:00	18:00	8:30	16:30	~18:30		
細山田	細山田こども園	90	串良町細山田4833番地4	62-2026	7:00	18:00	9:00	17:00	~19:00	○	個別相談
上小原	上小原認定こども園	80	串良町上小原2621番地3	63-4505	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
吾平	あいら認定こども園	100	吾平町上名7681番地	58-8220	7:30	18:30	9:00	17:00	~19:00		
	幼保連携型認定こども園いずみ幼稚園	18	吾平町上名6368番地2	58-6893	7:30	18:30	9:00	17:00	~19:00	○	旧鹿屋市・吾平町内
下名	瑞穂保育園	100	吾平町麓1257番地4	58-7800	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00		

- 上記の内容は、認定こども園が持つ機能のうち、保育所機能部分(2号認定・3号認定)に係るものです。定員については、変更になることがあります。幼稚園機能部分(1号認定)に係る利用申込みは、各認定こども園が直接受け付けます。ご不明な点はお問い合わせください。
- 送迎の詳細な範囲及び到着時刻等については、各施設へ直接お問合せください。
- 施設名の※は、令和3年4月から認定こども園に移行する予定の施設です。入所の決定については、認定こども園への移行が決定した後にいきます。

記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書
兼 利用申込書（教育・保育施設）

令和 ● 年 ● 月 ● 日

鹿屋市長

様

鹿屋市

住所 **共栄町20番1号**

保護者氏名 **保育 太郎** 印

(自署の場合は押印不要)

自宅電話 **010-123-123**

父携帯 **020-1111-1111**

母携帯 **030-2222-2222**

受付		確認	
----	--	----	--

子どものための教育・保育給付を受けたいので、鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

小学校就学前 子ども (利用児童)	ふりがな 氏名 保育 二郎	生年月日 平成 ・令和 30 年 2 月 2 日生	性別 男 ・女	障害者手帳 の有無 有・ 無
個人番号	***** ※マイナンバーを記入してください。			
支給認定証の交付の希望(※)	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する	令和 2 年1月1日現在の住所	鹿屋市内 鹿屋市外	
保育の希望の有無(※)	有 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願する場合を含む。)			
	無 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願する場合を除く。)			

- (※) ・支給認定を行った場合は、支給認定通知書を交付します。この通知書には、支給認定に係る事項が全て記載されます。支給認定証の所持は任意ですが、支給認定証の交付を希望する場合は、口にチェックをしてください。
・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業所(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)をいいます。
・「幼稚園等」とは、幼稚園又は認定こども園(教育部分)をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～⑥に、「無」を○で囲んだ場合は①～③に必要事項を記入してください。

① 世帯の状況

区分	ふりがな 氏名	小学校就学前 子どもとの 続柄	生年月日	性別	職業 又は 学校名等	個人番号 (マイナンバー)
世帯員	保育 太郎	父	大正・ 昭和 ・平成・令和 56 年 10 月 6 日	男 ・女	会社員	*****
	保育 花子	母	大正・ 昭和 ・平成・令和 61 年 8 月 5 日	男・ 女	無職	*****
	保育 一郎	兄	大正・昭和・ 平成 ・令和 23 年 1 月 6 日	男 ・女	●●小学校	*****
	保育 福祉	祖父	大正・ 昭和 ・平成・令和 26 年 2 月 4 日	男 ・女	自営業	*****
	保育 幼稚園	祖母	大正・ 昭和 ・平成・令和 28 年 4 月 8 日	男・ 女	パート	*****
生活保護の適用の有無	適用無し 適用有り(年 月 日保護開始)					
児童扶養手当等の有無	・児童扶養手当 適用無し 適用有り(年 月 日受給開始) ・ひとり親医療 適用無し 適用有り(年 月 日受給開始)					
障害者手帳の有無	無 ・有(対象者名:)					

② 施設の利用を希望する期間及び希望する施設(事業者)名

希望する利用期間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	
	第1希望 かのや保育園	(希望理由) 自宅から近いため
	第2希望 おおすみ保育園	(希望理由) 職場から近いため
	第3希望 かのや認定こども園	(希望理由) 母の実家から近いため

記入例

④ 父母及び祖父母の状況

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由		備考			
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 病人の看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 児童虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業等 <input type="checkbox"/> その他 ()					
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 病人の看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 児童虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業等 <input type="checkbox"/> その他 ()						
家庭の状況	<input type="checkbox"/> 父親・ <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> その他			施設の開所時間内で記入してください。 ※施設の開所時間についてはの11・12ページの「施設一覧」をご覧ください。			
希望する利用時間	利用時間	利用曜日					
	8時00分 から 18時00分 まで	月 曜日から 土 曜日まで					
父方の祖父母の状況		母方の祖父母の状況					
<input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/> 同居	住所(別居の場合) 〔 共栄町20番1号市営住宅101号 〕	<input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 同居	住所(別居の場合) 〔 愛知県名古屋市中区●●町●●番地 〕				
<input type="checkbox"/> 死亡・離婚(※死亡・離婚の場合は以下の欄は記入不要)		<input type="checkbox"/> 死亡・離婚(※死亡・離婚の場合は以下の欄は記入不要)					
連絡先	1234-56-7890	連絡先	987-654-3210				
祖父氏名	保育 福祉	祖母氏名	保育 支援	祖父氏名	小曾 伊達男	祖母氏名	小曾 伊達子
年齢	68 歳	年齢	66 歳	年齢	72 歳	年齢	75 歳
<input checked="" type="checkbox"/> 就労 (勤務先: ●●会社) <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 (勤務先: ●●会社) <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 (勤務先: ●●会社) <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 (勤務先: ●●会社) <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 ()	児童の生計に関わる父母や祖父母の課税上の扶養状況、健康保険の扶養状況及び収入状況を総合的に勘案して記入してください。			
※児童の保育ができない理由(無職の場合) 就労のため							
家計の主宰者の氏名 ※祖父母等の同居者を含む。							
ふりがな氏名	ほいく たろう		続柄	父			

⑤ 現在の施設の利用状況等

現在の状況	施設変更の希望有無	施設利用に当たり特に配慮が必要なこと
<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所を利用中 (施設名: ●●保育園) <input type="checkbox"/> 幼稚園に入園中 【認定こども園1号認定を含む。】 (施設名:) <input type="checkbox"/> その他 【認可外保育施設等を利用中の場合】 (施設名:) <input type="checkbox"/> 家庭で保育	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ※認可保育所、認定こども園 地域型保育事業所の在園児のみ記載 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ※内容: 卵アレルギーがあります。

⑥ きょうだいの利用時期及び利用先について(新規及び施設変更希望の場合のみ記入してください。)

きょうだいで同時申請する方のみ記入(○印をつけて)してください。以下の回答を基に利用調整を行います。

- 【利用時期】 1 同時期に利用できる場合のみ入所を希望する。
 2 利用できる小学校就学前子どもから先に利用を希望する。
 (利用できない場合の小学校就学前子どもの預け先:)
- 【利用先】 1 同施設を利用できる場合のみ入所を希望する。
 2 別施設になっても利用を希望する。

アレルギー調査票

※この調査票は、児童の保育を円滑に実施するためのものであり、それ以外の目的には使用しません。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

保護者氏名	保育 太郎	保護者連絡先	020-1111-1111
ふりがな児童名	ほいく 保育 じろう 二郎 (男)・女	生年月日	(平成)・令和 30 年 2 月 2 日生(2 歳)

お子様に、アレルギーがありますか。(はい)いいえ・まだわからない)

※「はい」の場合は、下記の質問事項にお答えください。＜該当する番号や項目を○で囲んでください。

① 原因となるものは何ですか。以下から選択してください。

(1 **食べ物** (具体的に: **卵**)))
 (2 環境 (ハウスダスト・花粉症))
 (3 くすり類)
 (4 その他 ())

② どのような症状がありますか。以下から選択してください。

(ぜんそく ・ **かゆみ** ・ 湿疹 ・ じんましん ・ アナフィラキシー)
 (チアノーゼ ・ その他 ())

③ 現在何か制限をしていることがありますか。 (**はい** ・ いいえ)
 * 「はい」の場合どのような制限をしていますか。(例: 乳製品は控えている。)

(**卵が使われている製品は控えている。**)

・ いつからそれを行ってありますか。 (**1** 歳 **3** か月)
 ・ 現在行っている制限は、医師の診断と指示ですか。(はい ・ **いいえ**)
 ※「はい」の場合(複数ある場合は、ひとつの記入欄に複数記入してください。)

診断名	
薬	服用している ・ 服用していない
病院名	
主治医名	
通院状況	

* 「いいえ」の場合は、どなたの判断ですか。
 (**保護者** ・ その他 ())

④ その他、施設に対してお聞きしたいことはありますか。
 ()

※市記入欄

記入例

勤務(予定)証明書

- ※ 事業主等記入欄(太枠内)は、全て事業主の方(支店長等含む。)に記入をお願いいたします。
- ※ 育児休業等を活用した後に職場へ復帰する場合は、「職場復帰日」欄も御記入ください。
- ※ 勤務日数、勤務時間が不規則で記入が困難な場合は、「不規則勤務の場合」欄に御記入ください。

本人記入欄	氏名	保育 太郎		住所	鹿屋市共栄町 20 番 1 号 市営住宅 101 号		
	勤務先	●●株式会社▲▲営業所		勤務先住所	共栄町●●番▲号		
	通勤方法 (自宅以外の方)	1 徒歩 2 自転車 3 単車 (4) 自動車 5 バス 6 その他()					
	通勤時間 (片道)	時間 30 分		児童との続柄	父		
事業主等記入欄	採用(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和		20	年	6 月 1 日	
	職場復帰日	※育児休業等からの復帰日:令和 年 月 日					
	勤務状況	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 内職		育児休業等からの復帰の場合はこちらにも記載してください。			
	職種	営業					
	1か月の平均勤務日数	1か月平均		20	記入漏れに注意してください。		
	勤務時間	<input checked="" type="checkbox"/> 午前	9 時 00 分 ~	<input type="checkbox"/> 午前	5 時 00 分	※1日 8 時間勤務	
	不規則勤務の場合	1か月平均の実勤務時間【 時間 】					
上記のとおり勤務している(する予定である)ことを証明します。							
令和 3 年 ● 月 ● 日		実際の記入した日を記載してください。					
事業主	所在地(住所)	鹿屋市共栄町●●番▲号					
	勤務先名	●●株式会社▲▲営業所					
自営業の方も記載してください。	代表者名	営業所長 鹿屋一郎					
	連絡先	0994-11-1111					

自営業用申告書

※ 自営業の方は、こちらも記入してください。

保護者の仕事内容	※実際に行う作業を具体的に記入してください。 (例えば農業の場合、栽培する作物の種類と耕作面積、作業内容等を記入) 例) インゲン五反歩、きぬさや二反歩の栽培にかかる種まき、除草、薬剤散布、ハウス管理、収穫、出荷を家族と一緒にを行う。また経理全般は自分が行っている。					
	<記入例を参考に御記入ください> インゲン五反歩、きぬさや二反歩の栽培にかかる種まき、除草、薬剤散布、ハウス管理、					
	収穫、出荷を家族と一緒にを行う。また経理全般は自分が行っている。					
自営する形態	<input type="checkbox"/> 一年中 <input type="checkbox"/> 季節的(月頃~ 月頃) <input checked="" type="checkbox"/> その他()					
賃金等	※ 市民税の台帳と照合するため、専従者給与の控除金額等との整合性に注意してください。 賃金等の支払がなく、手伝い程度と判明した場合、利用申込を却下する場合があります。 1か月の受給額 約 10万 円					
その他	※ 特記事項がある場合は記入してください。 米・作物類を給料の代わりにしてもらっている。					